

入札監理小委員会
第700回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第700回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年9月12日（火）15：50～16：58

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○性能評価センター機械施設保全業務（国土交通省）
3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（性能評価センター機械施設保全業務）

国土交通省 航空局 空港技術課	佐藤課長
	秋山課長補佐
	佐藤専門官
	上田係長
航空局 性能評価センター	山内前任施設官
	高橋主幹施設官

（事務局）

後藤事務局長、黛参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第700回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、性能評価センター機械施設保全業務の事業の実施要項につきまして、国土交通省航空局空港技術課、佐藤課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○佐藤課長 私、航空局空港技術課長の佐藤でございます。私から説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料A-3概要資料で、まず御説明をさせていただきたいと思います。資料A-3を御覧いただければと思います。

性能評価センターでございますが、茨城県の常陸太田市に設置しているものでございまして、航空機の運航の安全性の向上を目的に航空管制サービスの品質性能を監視したり分析したり評価するといったところを担うセンターでございます。

センターの機械施設保全業務につきましては、当該性能評価センターの機械施設を常時良好な状態に保つように、点検及び保守を行い、機能維持を図るために実施しているものでございます。

また、資料A-3には書いてはございませんが、性能評価センターの業務に加えまして、準天頂衛星システムを利用した航法サービスもこちらで提供されておまして、保全業務の対象としている機械施設から、そちらのシステムのほうに電源等を供給していることもございます。こういった面から、この機械施設を常時良好な状態に保つような管理を行っているところでございます。

本保全業務の対象でございます機械施設としましては、資料A-3の左側の写真の①、②でお示ししております空気調和設備、あるいは換気設備といったもののほか、給排水衛生設備などもございます。

また、写真の④で示してございます非常用発電設備、⑤で示してございます無停電電源設備もございます。

続きまして、業務の内訳、資料A-3の右側に移ります。業務の内訳にお示ししておりますように定期点検及び保守、それから日常保守などの保守業務、それから「常駐保守」と表の真ん中ぐらいい書いてありますが、常駐保守の箇所に記載しておりますように機械施設の状態監視、こういったもので構成をされております。一般的な建物管理に係る保全業務を行うものとなっております。

概要資料A-3に記載しております概要につきましては以上でございまして、引き続き

詳細につきましては、担当から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○上田係長 これからは航空局の上田から説明いたします。お手元の資料A-2の実施要項（案）について説明いたします。

初めに、実施要項、3ページの1.1対象公共サービスの詳細な内容について説明いたします。

本保全業務の内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修している「建築保全業務共通仕様書」を基本に、保全業務内容を決めています。こちらの共通仕様書は、官庁施設の保全を実施するための基準として制定しているもので、国土交通省のホームページや出版で公表されています。共通仕様書に記載されていない事項については、実施要項に記載しています。

本保全業務の対象設備については、27ページの別紙-1に記載しております。受水槽や浄化槽、拡散蒸発散槽の点検は専門性を有するため、必ずしも受注者が実施しなければならないものではなく、協力会社で実施してもよいことにしています。なお、本契約から、入札参加グループでの入札参加ができるようにしています。

法律にのっとり、給水施設の水質検査や、空調機用の水のレジオネラ検査、浄化槽の検査、執務環境測定を実施いたします。

電源設備の発電設備と無停電電源設備の業務については、電気事業法に基づく保安規程に定める保守項目を別紙-4及び別紙-5で記載しています。

地下タンクについては、消防法に基づき、漏洩検査を実施いたします。こちらについても、専門性を有するため、協力会社で実施してもよいこととしております。

運転・監視及び日常点検・保守は、共通仕様書及び電気事業法に基づく保安規程に定める保守項目に基づき、各機械施設の日常点検等を行います。

常駐保守業務は、機械施設監視制御装置等により各設備の状態監視を行う業務で、機械設備においては24時間、電源設備においては平日16時30分から翌日の9時まで、土・日・祝日については24時間を、それぞれ担当者を分けて、各1名以上を常駐させます。

緊急保守については、台風や地震などの自然災害発生直後や、機械施設の不具合が発生した場合、機械職員または機械施設の不具合等発生時に関係者と調整を行う東京空港事務所の職員から緊急保守の要請を受けた場合に実施する保守としております。

このほかに、設備機能維持のため、別紙-3に示す時期に、今回直前に追加させていた

いただきました別紙ー 1 2 の最終ページにつけております機械設備の周辺において、草刈りを実施いたします。

次に、達成すべきサービスの質について説明いたします。実施要項 1 1 ページの、1. 2. 1 本保全業務の質について、示しております。

基本的な方針として、性能評価センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供することを目指し、信頼性の確保、安全性の確保、品質の維持の観点から、それぞれ測定指標と目標を設定しています。

業務の信頼性の確保について、機器の不具合における障害の緊急時の対応を全て行うことを測定指標としており、要求水準として、障害の緊急時の対応未実施件数 0 件を目標としております。

また、安全性の確保については、本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センターでの作業員等の人身事故がないことを測定指標とし、要求水準として、作業員等の人身事故の発生件数 0 件とする、を目標としております。

また、品質の維持については、本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生がないことを測定指標とし、要求水準として、性能評価センターの不具合発生件数 0 件とする、を目標としています。

これらは、航空管制サービスの品質性能を監視、分析、評価することで、航空機運航の安全性の向上を図っている性能評価センターの機能を継続的に維持するとともに、そこで働く職員及び関係者に対して良好な環境を提供するため、業務の質の確保を求めているものです。

次に、実施期間について説明いたします。実施要項 1 3 ページの 2. 実施期間に関する事項に、本保全業務の実施期間を示しています。以前までは、予算制度の原則にのっとり、単年度の年間契約でしたが、本保全業務に関しましては、労務主体のため、単年度契約では安定した雇用の確保が困難であること、受注者において、労働者確保のためには安定した継続業務がよい、との観点から、今回は 3 か年の契約として、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の実施期間としております。

次に、入札参加資格に関する事項について説明いたします。実施要項 1 3 ページの 3. 入札参加資格に関する事項で示しております。

(1) から (1 0) に記載の要件は、法令等による不適格排除に係る記載で、本保全業務の内容に基づいて定めている入札参加資格要件としては、(1 1) に記載している業務実

績と、業務責任者の資格としています。

まずは業務実績について、本保守業務では、機械設備保全業務と電源設備保全業務の業務実績を求めています。

機械設備保全業務では、空調規模が空調対象床面積3,000平米以上の中央熱源方式及び個別空調方式で構成された電子式またはDDC方式の制御による空調設備において、中央監視装置で監視しているものの業務を行っているものを求めています。

電源設備保全業務については、高圧受配電設備や発電設備の業務、もしくは無停電電源設備の業務実績を求めています。

次に、業務責任者について、直接雇用のある者を配置できることとし、次に掲げる資格について実務経験を求めています。

業務責任者の資格については、高圧受配電設備、発電設備または無停電電源設備に係るいずれかの保全業務を経験した者とし、共通仕様書に係る建築保全業務積算基準において、本件に類する業務を実施する上で必要とされる実務経験15年とされているところ、本保全業務においては、学歴に応じて実務経験年数の緩和を図ったものとしております。

次に、入札スケジュールについて説明いたします。実施要項16ページの4.入札に参加する者の募集に関する事項で、今後のスケジュールを示しております。

開札・落札予定は令和6年2月中旬、契約締結は令和6年4月1日を予定しております。

次に、落札者を決定するための評価基準について説明いたします。実施要項18ページの対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項で、評価項目を定めています。

本保全業務を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものとしますが、業務の品質の確保と品質の確実性確保のため、実施体制、業務に対する認識、保全業務全般に係る業務に関する提案、緊急時等への対応について、こちらの4項目について企画書を提出させ、本業務の目的・趣旨に合った実行可能なものか審査を行った上で、全て満たした者で落札予定者を決定することとしています。

次に、従来の実施状況に関する情報の開示についてです。実施要項92ページの別紙ー7に、今回の情報開示の内容を記載しています。

まず、従来の実施に要した経費について、令和2年度、3年度、4年度分を記載しています。令和4年度においては、設備の更新工事を同時期に行っており、更新工事中には行わなかった業務があったため、前年度より費用が下がっています。

従来の実施に要した人員は、業務責任者は日中で1名、業務担当者は監視業務、日常点検などで5名を配置しています。

3. 従来の実施に要した施設及び設備については、受注者には、施設を監視するための中央監視室と休憩スペースとして待機室を貸与しています。また、事務机や書庫等の備品についても貸与しております。

4. 従来の実施における目的の達成は、障害時の緊急時の対応未実施件数と、作業員等の人身事故の発生件数と、性能評価センターの機械施設の不具合発生件数の3項目がでございます。いずれも今まで発生したことがなく、全てゼロ件でございます。

あと、今回直前に、別紙12の資料を追加させていただきましたので、別紙12の資料について簡単に説明させていただきます。

別紙12については、本保全業務の参考図面としまして、1ページは性能評価センターの敷地平面図となっております。2ページからは機械設備に関する補足の図面となっております。

続きまして、9ページから、性能評価センターの電源系統図を添付しております。10ページも電源系統図を添付しております。11ページが無停電電源設備の電源系統図でございます。最終ページには、草刈りの対象範囲の図面を示しております。

航空局からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施要項(案)につきまして、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

まず、資料A-2でございます。A-2の7ページ目だと思います。「(5) 運転・監視及び日常点検・保守」という部分でございます。こちらに蓄熱槽というのがございまして、蓄熱槽の点検項目を拝見すると、内部の状況及び水位を確認するとか、異常の有無を点検する、ということが書いてございます。恐らく、実際のマニュアルはもう少し詳細で、より具体的で、例えば、水位に関しては、赤線を越えて青線の下にあることを確認するとか、より明確な、具体的なチェックリストがあるのではないかと思いますのですが、その辺りを公開することは可能でございますでしょうか。

○上田係長 航空局の上田から回答いたします。

こちら、詳細なマニュアルについては、今後、現場説明会を予定しておりまして、その

中で示す予定でございます。

○辻副主査 なるほど、それは、何か事情があつて公開することができないとかという理解でよろしいでしょうか。

○上田係長 かしこまりました。今回の実施要項のほうに、蓄熱槽の細かいマニュアルに関して、確認ポイントについて追加するように修正いたします。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

何でこんな質問を申し上げたかといいますと、今回、最低価格落札方式でございまして、もしも書かれている点検項目が非常に、実は困難な内容だったり、危険な内容だったり、訓練された人間でなければ安全に、かつ効果的に点検できないことがあった場合に、事業のクオリティーに影響するのかもしれないと思ったので、お伺い申し上げた次第でございます。

というわけで、公開するかどうかにつきましても、いろいろ、公開せよという趣旨ではなくて、御検討いただければと思いました。それが、まず1点でございます。

それからおめくりいただきまして、8ページ目でございます。一番下、(8)で草刈りでございます。これを拝見しますと、設備機能維持のためという目的が書かれていて、そして、地図があつて、草刈りの範囲が示されております。これも、具体的にどのくらい刈る必要があるのか、何センチぐらい残していいのかとか、恐らく受託業者のほうでいろいろ知りたい点があるかもしれません。ですので、例えば、「設備機能維持のため」という部分も、受託者サイドで、そういう機能維持の目的であれば、ここまで刈らなければいけないのだなとかということが分かるような工夫をすることは可能でございますでしょうか。

○上田係長 航空局の上田から説明いたします。

こちらの草刈りに関しましては、記載のとおり、設備の機能維持のためでございまして、設備の機能維持は何かといいますと、地下タンクの漏洩検査のために支障がないように草刈りをすることや、浄化槽の清掃のときに影響のないように草刈りを行う、また、拡散蒸発槽の点検に関して、邪魔にならないように草刈りを行うものでございまして、それぞれ、その設備の点検に関して支障のないように草刈りを行うものでございます。

ですので、その目的に関して、もう少し実施要項に記載をすることで、新しい受注者に関して、目的が分かるように、記載内容を変えたいと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。おっしゃったとおり、初めて手を挙げる方が、この最低価格落札方式で落札した後、具体的にどのようなクオリティーが求められているのか

を、分かりやすいように示していただければよいかと思いました。ありがとうございました。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

では、小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 小松でございます。今、辻委員が質問されたところに関連して、少し分からないので教えていただきたいのですが、資料A-2の6ページ、あるいは7ページあたりに、今の地下タンクもそうですが、分からないのは、6ページのEに書いてある拡散蒸発散槽はどのような役割をするものですか。

○上田係長 航空局の上田から説明いたします。

こちらは、性能評価センターの下水関係ですが、まず、性能評価センターの汚水関係は、浄化槽に入ってきます。浄化槽から処理された水ですが、基本は河川のほうに流すのですが、こちらの性能評価センターの近辺に、そういった流す先がございません。そのため、拡散蒸発散槽を設置して、処理した水を蒸発させている装置でございます。

○小松専門委員 私はあまり聞いたことないので、かなり特殊な設備とみなしてよろしいのでしょうか。そうでもないのですか。割に一般的に使われているのでしょうか。

○上田係長 こちらは、河川等に流す方法がないものに関しましては、地下水に流す方法と、こういった蒸発させて行う2種類がございます、一般的な処理方法でございます。

○小松専門委員 では、浄化槽を扱っている人だったら知っているという理解でよろしいですね。

○上田係長 はい。

○小松専門委員 それと、あと2つですが、発電設備の地下タンクと書いてあるのですが、これは燃料タンクでしょうか。

○上田係長 燃料タンクでございます。

○小松専門委員 そうすると、これは「燃料地下タンク」と明記されたほうがいいと思います。油を扱うため非常に危ない部分なので、通常の人でできるのかどうか、よく分からないのですが、もしかしたら資格が要るのかもしれないですね、これは。その辺は、何か情報ありますか。

○上田係長 こちら、タンクの点検に関しましては、消防法の第14条の3の2に基づき、発電設備の地下貯蔵タンクの漏洩点検を行いまして、資格も、危険物取扱いの資格が必要

となるものでございます。

○小松専門委員 電気設備に関して言うと、ここは非常用電源とか自家発、蓄電ですか、電池とか電源を非常用に確保するために、かなり大規模な設備をお持ちのように理解するので、その辺はほかとは違って少し特殊な感じがします。その辺の専門性みたいなものは要求して、私は構わないと思うのですが、それ以外はごく普通の設備かとは思いますが。

それともう一つ、さっき出ていた蓄熱槽は、空調関係のヒートポンプの絡みの蓄熱槽でしょうか。

○上田係長 そのとおりでございます。

○小松専門委員 とすれば、これは単に水が入っているだけですよ。

○上田係長 はい、そのとおりでございます。

○小松専門委員 さっき辻委員が非常に心配されていましたが、厳密にその水位を何センチ単位でチェックするというものでは多分なくて、入っているか入っていないかぐらいでいいのだろうと思うのですが、あまり厳密な管理が要るものではないということであれば、のぞいて、水があればいいというぐらいのところかなという気はします。

それと、書き方で気になったのが、1 Mとか1 Yとか記号を使っておられるのですが、これは保全の積算基準の書き方そのままなので、やっぱりひと月ごととか、年1回とかいう普通の言葉にさせていただいたほうが良いと思います。

それと学歴を記載されているのですが、これも積算基準の中の話であって、資格を決めているわけではないです。積算基準というのは、要するに官庁、発注者側が、どのぐらいの単価にするべきかと、自分のところでどのぐらいの単価を予算見積もるべきか、というときの根拠にするものであって、実際の契約に当たっては、業者側が提示している金額あるいは業者の体制その他を是とするか非とするかは発注者側の判断なので、ここに書いてあるからといって、必要な条件ですよというような言い方をされていたように思うのですが、それは違うので、あまり厳密な学歴要件は要らないだろうと私は思います。要は、いろいろ実際に作業する方の技能レベルその他はあるわけで、それに従って単価も変わってしまうということで作業者ABCでしたか、そういうランクをつけて単価を変えているというだけのことなので。実際にどういう人が作業するかというのは、その業者と発注者との間で合意があれば問題ないわけで、特に、ここに書いてあるから、この条件を守ってくれという必要は全くないということなので、誤解をされているかもしれないので申し上げます。

私は以上です。ありがとうございます。

○事務局 今の小松委員の御意見につきましていかがでしょうか。

○上田係長 航空局の上田でございます。御意見ありがとうございます。

実務経験に関しましては、おっしゃるとおり、積算基準でまとめているものでございますので、こちらとしても、積算基準では15年を求めていたのですが、一律で求めますと入札の障壁になるという判断もございましたので、緩和要件としましては、学歴等で、より本保全業務に即した内容になれるように考えて検討しているところでございます。今後、また、この緩和についても、よりもう少し考え直さないといけない内容、考え直さないといけないものがございましたら、引き続き、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今のお話ですが、国家資格、要するに業務に当たって資格が要するという場合は、資格を保持していることが必須条件になると思うのですが、経験とかその辺りは、きちんと仕事ができればいいわけで、その企業の中でどのぐらい教育をしているかとか、どういう経験をさせているかによって、学歴関係なしに技量をきちんと身につけている方もいらっしゃるわけで、そこは発注者と受注者の間の関係ということでよろしいと思えます。ですから、例えば経験は3年しかないのだけれども、非常に仕事がよくできる人がいるとか、10年やっているけれども何かよく分かってない人も中にはいるわけで、そういう意味では、ここで学歴や何かを規定する必要は全くないと思えます。

それと、さっきから積算基準で規定しているとおっしゃっているのですが、規定しているわけではなくて、あれは、要は目安として、こういう人を作業員AとかBとかというふうにしますよという、その目安を言っているだけの話なのです。要は、積算するというか、要は発注者側でいろいろ、お金の単価を出すときに、どのぐらいの人件費を見たらいいかというときに、このぐらいのレベルの人が仕事してくれるとすれば、この単価ですよということを示す意味での目安であって、要件資格ではないということは御理解いただいたほうがいいと思えます。あれを絶対基準だと思ってしまうと違う話であって、あまり表にばんと打ち出すようなレベルの話をしているわけではありません。私は、多少関わっておりますので、その辺の話はよく知っているつもりでいるのですが、あまりこだわらないほうがよろしいということだけは、お伝えしておきたいと思えます。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 石田です。今の小松委員の発言に加えて、これは今、学歴で出されていますが、大学卒業（関連学科）だと9年で、関連学科以外だと11年で、2年の差ですが、どうして2年なのと言われて、その証拠がない、合理的な根拠がないので、さっきのお話ですと、15年から緩和の要件として出しているということですが、学歴をこういう形で出すと、緩和要件ではなくて、学歴差別にしか見えないので、国土交通省の航空局としても、こうやって学歴を差別するのかと見られないように御配慮されたほうがいい。実務経験とか資格だけのほうが、すっきりしてきれいだと思います。

次は別の質問ですが、93ページの従来の実施に要した人員ですが、これは業務責任者が1名で土日祝日休み、機械設備は昼間2名、夜間1名、電源設備は昼間1名、夜間1名で、これを見ると、平日の昼間は最大4人常駐ということですよ。

○上田係長 はい。

○石田副主査 その人員というのは、本当に必要なのでしょうか。定期点検に係る人員は含まないということですが、言葉は悪いのですが、そんなに忙しいのですか。人を配置して、その人がする仕事がないのは、非常に苦痛だと思います。ですので、本当に必要なか、遠隔でできないものですか、という質問が1つと、もう一つは、今までずっと1者応札で、空港施設株式会社がずっと落札していましたが、何か、この会社しかできなかったようなメリットとかそういうのがあったのでしょうか。例えば、別の業務で、この会社の事業所みたいなものがこの付近に所在していて、常駐するのに全く不便がなかったとか、そういうものがあったのかなかったのか。

それからもう一つ、サービスの質の設定ですが、ここの品質の維持のところ、本保全業務の不備に起因するセンターの機械施設の不具合発生がないこと、とあるのですが、不備に起因するか不備に起因しないかというのは、判断が難しいような気がするのですが、むしろここは取ってしまったほうがいいのではないかということが1つと、あともう一つ、これは、先ほどから、この業務の基本的な方針として、性能評価センターの職員及び関係者に対し良好な環境を提供するという説明をいただいておりますが、そうであれば、よくこういう良好な環境を提供するということについて、サービスの質の設定において職員にアンケートを取って、良好だったかどうかについて回答を求めて、回答の85%以上が良好、やや良好と答えたとか、そういうような質の設定の仕方も、もう一つ別の尺度としてあるのですが、それについては、どうお考えでしょうかということです。

長くなりましたが、よろしく申し上げます。

○上田係長 いただきました質問に関しましては、航空局の上田から回答いたします。

まず、最初に、常駐に関しまして、遠隔監視でできないのかというお話があったと思います。それについて、まず回答させていただきます。

本保全業務の常駐監視に関しましては、機械設備については、冷凍機や個別空調とか、各室の室温監視など、多岐にわたって状態監視を広く見ております。また、電源設備については、当該施設の、電源設備の停止は航空管制サービスの運用に影響するもので、こちら電源が止まると、性能評価センターの運用も支障を来すというところで、大事に至るものでございます。ですので、集中して状態監視を行う必要がございます、遠隔で行うのとくらべて、常駐している意味としましては、緊急時の不具合対応としまして、早期の一次対応も常駐している方に行ってもらふ業務でございますので、遠隔監視ではなくて人の配置を考えているところでございます。

続きまして、ずっと1者応札で受注している空港施設株式会社に関して、空港施設株式会社にはしかできない、そういった条件があるかというところですが、空港施設株式会社の支店等がこの近辺にはございません。そのため、常駐できるメリットがあるというものはなく、ほかの受注者、設備をメンテできている会社につきましても受注できる内容であると認識しております。

続きまして、業務の質に関して、不備に起因する内容について判断がしづらいというところで、こちらは保全業務の不備に起因するものを抜いた場合、経年劣化等で設備が故障した内容についても、保全業務の従事者の責任ではないのに、ゼロ件の目標を守られないという可能性もございますので、この点検整備とか保守業務を行っていないため故障したという条件で、この質を求めているものでございます。こちらの判断に関しましては、例えば不具合が発生したときに、監督職員のほうでその原因を追求して、点検を行っていないから不具合が発生したのだということであれば、目的未達成という形になりますし、経年劣化で起きた、仕方がないものでございましたら、引き続き、ゼロ件のままで判断できるのかと思っております。

最後に、アンケートを取ってはいかがかというお話ですが、他省庁の庁舎の管理業務に関しましては、空調設備の保全業務とか清掃業務とか、庁舎の運用管理に関しても、一括して、発注をしているものが多いかと思っております。

本件に関しましては、空調と電源設備だけの保全業務でございます、それに対して執

務者のアンケートを取るかと考えると、全体のセンターの管理ではなくて、一部の空調と電源設備の保守業務だけでございますので、アンケートまで取る必要はないかと考えておるところでございます。

以上でございますが、いかがでしょうか。

○石田副主査 御回答ありがとうございました。おおむね分かりました。

ただ、経年劣化に起因する不具合の発生がないことというのは、経年劣化していることを見つけることが点検業務ではないかと思うのですが、そういうことです。経年劣化の兆候も見つけれない点検なのかというのは思いました。

遠隔監視ですが、全部遠隔監視ができないのですかという質問というよりは、一部も遠隔監視はできないのですかという、例えば、草刈りなんかは少し異質な業務ですが、草刈りというのは、再委託するというイメージですか。それとも、ここで常駐監視している人たちが、時間を見つけて草刈りするということでしょうか。ごめんなさい、追加で1つだけお願いします。

○上田係長 航空局の上田から回答いたします。

草刈りに関しましては、常駐の監視の方が行うのではなくて、別の点検者が行う業務としております。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 そのほかに御質問、石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私から1点、確認ですが、A-2の実施要項の13ページ、3番、入札参加に関する事項の中の(4)ですが、入札参加資格のAまたはBに格付された競争参加資格を有する者という中には、日本の国籍の条項は入っているのでしょうか。日本の航空管制に関して重要な施設のようなので、具体的に言えば株式会社であれば、株主は日本の国籍を有する者であることとかという日本の国籍条項は入っているのでしょうか。

○上田係長 航空局の上田から回答いたします。

こちらは全省庁統一資格という形で、申請して認められたら、A等級、B等級がつけられるところございまして、特段こちら日本国籍に関して、日本国籍でない駄目という内容については、特段規定はされていなかったかと思っております。

○石村専門委員 素人の私が申し上げるのもなんですが、国にとって非常に大事な施設のような気がするので、再度、外資が参入したとしても大丈夫なのかどうかを一応念のため検討して、確認してはいただけないでしょうか。

○上田係長 航空局の上田です。

かしこまりました。外資の企業が入ったとしても、この企業に関して、保全業務に関して問題ないか、確認いたします。

○石村専門委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○事務局 そのほかに、辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明ありがとうございました。念のためのお伺いがございます。資料A-2の6ページ目、先ほども質問があった地下タンク漏洩点検という部分でございます。これも、やはり最低価格落札ですので、国交省でお求めになっているレベルを理解しないまま、落札に当たる方がいらっしゃったらまずいなという観点からお伺いする趣旨でございます。

ここで、地下タンク、恐らく発電設備の燃料の地下タンクの貯蔵所があるのかと推測いたしますが、消防法の14条の3の2を見ても、非常に抽象的なことしか書いてないので、恐らく初めて手を挙げる方は分からないのかと推測いたします。もしも国交省で、この消防法の委任を受けた指導指針というものが、どうやらあるらしいのですが、指導指針に書かれている地下貯蔵所に関する様々なチェックリスト全部をチェックしてほしいと考えていらっしゃるのであれば、この「漏洩点検」という単語だとよろしくないかもしれませんので、念のため、国交省でお望みになるクオリティーをもう少し詳しく書くことを御検討いただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○上田係長 航空局の上田でございます。

かしこまりました。我々が求める内容について、もう少し追記させていただきます。

○辻副主査 ありがとうございました。

以上でございます。

○事務局 そのほかに御質問、御確認、小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 設備にこだわって申し訳ないのですが、先ほどから冷凍機云々という御発言を何回か伺っているのですが、資料を見せていただく限り冷凍機は記載されていないように思うのですが、あるのでしょうか。従来ですと、ヒートポンプを使う前ですと、ボイラーと冷凍機というのは、空調には必須のものになるのですが、今ヒートポンプになっているとすれば、特に冷凍機というのは必要ない。ボイラーがなくなったのと同じ意味で、冷凍機も要らなくなっているのではないかと思うのですが。とすれば、ボイラーや冷凍機はやっぱり常時監視していないと、故障したら困るというのはあるのですが、ヒートポン

プは住宅にあるエアコンの大きいものと同じなので、その辺はあまり心配しなくていいと言われていると思います。遠隔監視で十分やれるし、仮に1台止まっても、ほかのもので代替も利くだろうと思うので、常駐の必要が本当にあるのかどうかは少し気になっていません。

それともう一つは、最近人手不足で、常駐の人員を確保しろと言われた途端に、もうやめるというところが出てくる可能性もあります。ですから、ここはやはり本当に必要かどうかをもう少しきちんと検討していただいて、もし常駐が要らないのであれば、その辺の人数を削減していただくほうが、障壁が下がると思いますので、再度御検討いただけないでしょうか。

○上田係長 航空局の上田から回答いたします。

冷凍機に関しましては、27ページに本保全業務対象設備一覧表がございまして、1.1に冷熱源機器としまして冷凍機がございまして。

また、常駐の必要性に関しましては……。

○秋山課長補佐 失礼します。秋山と申します。

本施設におきましては、委員御指摘のとおり、冷凍機また無停電電源装置や非常用発電設備ということで、本施設を24時間365日動かさなければならないところがございますので、こちらを担保するために、常駐という形を確保しているところでございます。

○小松専門委員 今の27ページにかかるところ、冷凍機は間違いですね。これは暖房能力も書かれていますので、いわゆるヒートポンプの室外機で、冷凍機ではないと思います、これは。冷凍は冷やすだけの話なので、多分、名称が本当は変わらなければいけないのを変えてないのではないかと思います。確認だけお願いします。冷凍機に暖房能力はないはずなので。

○上田係長 航空局の上田でございます。

こちら、はい、先生のおっしゃるとおり、ヒートポンプでございまして、書き方については修正させていただきます。

○事務局 よろしいでしょうか。では、石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 すみません。14ページの「業務実績があること」というところですが、AのAの空調規模について、空調対象床面積3,000平米以上ということですが、この数字というのは、どうなのでしょう、厳し過ぎる、あるいは厳し過ぎない、その辺について教えてください。お願いします。

○小松専門委員 横からすみません、小松です。

これは小さいほうです。大したことはありません。ごくごく普通のビルだと思っていた
だいて結構です。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 古笛主査、お願いいたします。

○古笛主査 今後どうしようかというところでお伺いさせていただきたいのですが、令和
4年にしても、令和5年にしても、説明会には7社8社といらっしやっているのですが、
最終的に1者入札に終わっている。それでヒアリングをしていただいたところ、人の手配
というお話が出てきたのですが、本日、委員からいろいろ出ましたとおり、業務の内容が
分かりにくいとか、学歴要件とかなかなかハードルが高いだとかとか、入札に至らな
かった理由としての意見は確認できているでしょうか。

○上田係長 航空局の上田でございます。

資料A-4に記載していますヒアリングに関しましては、資料を取りにきた者に確認を
取っております。

その中で、御指摘があった資料が分かりづらいとか条件が厳しいといった内容について
は、特段、障壁になってくるという御意見はございませんでした。

○事務局 古笛主査、お願いいたします。

○古笛主査 今回はともかく、競争性を確保するために実施要項をどういうふうに変えた
ら、たくさんの人に手を挙げて参加していただけるかということです。今度こそ1者応札
でないようにしていただきたいと思っています。いろいろな意見が出ましたので、この点
はできるだけ見直しをお願いできたらと思っています。

私たちのほうも素人なので、分からないまま率直な意見を言っていて、ずれていると
ころもあるかもしれないのですが、そういった意味でお受け止めいただけたらと思います。

○事務局 ありがとうございます。

そのほかに御質問、御確認すべきところとかございましたら、よろしくお願ひします。
よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から、何か確認すべき事項等ございましたらお願ひします。

○事務局 事務局から、ただいまいただきました意見についてまとめさせていただきたい
と思います。

まず、辻委員からいただきました資料A-2の7ページ、蓄熱槽の記載のところ、も

う少し詳細な記載をとということでしたが、その後の小松委員の説明で、そこまで複雑なものではないということでしたので、これはこのままの記載でよろしいでしょうか。

○辻副主査 辻でございます。よろしいでしょうか。

○事務局 お願いいたします。

○辻副主査 国交省の御判断にお任せいたします。ありがとうございました。

○事務局 では、もう少し分かりやすくできるようでしたら、していただくということに。

○辻副主査 国交省のお望みのクオリティーが書かれればよろしいのかと思います。

○事務局 承知いたしました。

○小松専門委員 すみません、割り込んで。

今の件ですが、「蓄熱槽」とだけ書かれているからよく分からないのですね。ですから、どういうものかということをもう少し具体的に書いていただいて、そうすればどんなものかというのは分かるので、ものの説明を少し丁寧にしていただくように努力していただければと思います。お願いだけです。

○事務局 ありがとうございました。

国交省の方、その点をお願いいたします。

同じく辻委員から御指摘いただきました資料A-2の8ページ、(8)の「設備機能維持のため」というところで、もう少し、国交省が望むようなクオリティーが分かるように記載いただきたいということで、こちらも御検討をお願いいたします。

あとは、小松委員から御指摘いただきました6ページ、先ほどの地下タンクのところを「燃料」とつけて、もう少し丁寧に記載いただく、あと、同じく辻委員からも同じような御指摘をいただきまして、こちらも国交省が求める内容をもう少し追記していただくということをお願いしたいと思います。

また、小松委員から御指摘いただきましたように、本文のところで、1M、1Yという記載を月ですとか年に修正いただく。

あとは、要件のところで、学歴の記載がございますが、こちらは要件としてではないというアドバイスをいただきましたので、国交省におかれましては、こちらを削除いただく、もしくは資格だけ、あとは経験年数だけを記載するようなシンプルな形にさせていただくなど、御検討いただきたいと思います。

この指摘は石田委員からもいただいておりますので、御検討お願いいたします。

次に、石村委員から御指摘いただきました資料A-2の13ページ、3の(4)のここ

ろ、外資が入って大丈夫かということを確認いただきたいということですので、お願いいたします。

次に、小松委員から御指摘いただきました「冷凍機」について、こちらは冷凍機ではないということで、こちらの記載ぶりを修正していただきたいということです。

以上が御指摘いただきました点かと思しますので、国交省におかれましては、御修正、御検討いただきたいと思えます。もし抜けている点などございましたら、御教示いただけましたらと思えます。

○事務局 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 私の聞き間違いでなければ、小松委員からさっき冷凍機ではなくてヒートポンプだったら、そんなに厳格な常時監視というのは、必要はないのではないかというような御意見があったかと思うのですが、常駐の人数、昼間の、本当に必要最低限の人数でないと、小松委員からも、人手の確保というのがネックになる可能性もありますので、もう一度最低限の人数がこれなのかどうか、一部も遠隔監視ができないのかどうか、もう一度御検討いただけるとありがたいです。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

では、その点につきましても、国交省の御検討をお願いしたいと思います。

そのほか、今事務局から整理させていただきましたが、漏れ、もしくは補足等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

○後藤事務局長 事務局、後藤ですが、すみません、聞き漏らしているかもしれませんが、辻委員から、6ページの地下タンク漏洩点検は消防法の規定が書かれているのだけれども、もう少し詳しく、やってもらいたいことを書いてはどうかという御指摘をいただいていたように思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 それでは、この点についても改めて国交省に御検討いただいて、記載を具体的に書けるようであれば書いていただくところを付け加えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

国交省、今我々のほうで整理させていただきましたが、何か確認すべきこと等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○佐藤課長 すみません、国土交通省航空局でございます。いろいろ御指摘ありがとうございます。

大変恐縮ですが、後ほどで結構です。1点目の、最後の御指摘の整理のところ、少し回線状況が悪くて聞き取れないところが冒頭ございました。それについて、また事務局と再度確認をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 本日は委員からたくさん意見が出たのですが、国土交通省において引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項案について必要な修正ができるのであれば修正をしていただき、事務局を通して、委員が確認した後に、手続を進めるという方向で、再審議は行わず、そういった形で確認させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、国土交通省におかれましては、再度検討した上、修正すべき点があれば、事務局に御報告いただけたらと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。再審議ではなくて、確認した上で手続を進めるということをお願いできたらと思います。

こちらからは以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、国土交通省、御退席をお願いいたします。

○佐藤課長 どうもありがとうございました。

○上田係長 ありがとうございます。

○秋山課長補佐 ありがとうございます。

(国土交通省 退室)

— 了 —